

# 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の 改正を求める意見書

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」は、平成 24 年 10 月 1 日の施行から 9 年が経過した。

他人に精神的、身体的な苦痛をもたらすことは、それが誰であっても許されることではないが、とりわけ障害を持った方々は意思表示をすること自体に困難を抱えていることさえあり、こうした人々に対する虐待はいかなる時いかなる場所であっても断じてこれを許してはならない。

障害者虐待防止法の施行により、障害者虐待の防止に関する理解は着実に進み、相談・通報件数は年々増加傾向にある。しかし昨年来、神戸市内の精神科病院における看護師らによる患者への卑劣な集団虐待事件の発覚に端を発し、その後も多くの医療施設内あるいは医療従事者による障害者(患者)虐待が明らかになるなど看過できない痛ましい事件が続いている。

これらの観点から発見時における市区町村への通報義務が欠かせないが、現行の通報義務は養護者、障害者福祉施設従事者等及び使用者による虐待に限定されており、医療機関における虐待はその対象となっていない。

よって、本市議会は国会及び政府に対し、障害者虐待防止法を改正し、虐待発見時の市区町村への通報義務の対象に、医療機関における障害者虐待を加えるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 5 年 12 月 20 日

立川市議会  
議長 頭山 太郎